公益通報者保護法に基づく外部通報　所管法令及び担当部署一覧【石川県小松市】

（令和８年２月１２日時点）

連番	五十音	法律名（五十音順）	市が通報先となる場合	担当部署
1	あ	悪臭防止法	規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれている場合	環境推進課
2	か	介護保険法	地域密着型サービスに関するもの	長寿介護課
3	か	学校教育法	小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務に関するもの。中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務に関するもの。	学校教育課
4	か	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第10条に係る市町村長への届出に関するもの	まちデザイン課
5	き	狂犬病予防法	所有する犬の登録をしていない場合 所有する犬に狂犬病の予防注射を受けさせていない場合	環境推進課
6	け	下水道法	下水道管理者が市町村の場合	上下水道管理課
7	け	建築基準法	建築物の敷地、構造又は建築設備等に関する規定に違反している場合	建築住宅課
8	こ	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	法令において、主体が特定行政庁に関するもの	建築住宅課
9	こ	子ども・子育て支援法	特定教育・保育施設等の運営基準が守られていない場合 給付費等の観点からの指導を行うべき場合	子育て環境課
10	さ	災害対策基本法	市長村の災害対応に関するもの	危機管理課
11	し	児童福祉法	児童福祉施設での運営費の不正受給等の運営実態や児童の処遇に関する場合及び児童福祉施設職員による児童への虐待、こども誰でも通園制度事業者における人員・設備・運営における基準違反、こども誰でも通園制度事業者職員による利用児童への虐待	子育て環境課
			放課後児童クラブにおける人員・設備・運営の基準違反、放課後児童クラブ職員による利用児童への虐待	生涯学習課
			指定障害児相談支援事業者における人員・設備・運営の基準違反	ふれあい福祉課
			児童育成支援拠点事業における運営等に関する場合、児童育成支援拠点事業及び子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）職員による利用児童への虐待	こども家庭センター
12	し	社会福祉法	市所管の社会福祉法人又は社会福祉施設の運営等に関するもの	子育て環境課 長寿介護課 ふれあい福祉課
13	し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	指定特定相談支援事業事業者における人員・設備・運営の基準違反	ふれあい福祉課

公益通報者保護法に基づく外部通報　所管法令及び担当部署一覧【石川県小松市】

（令和８年２月１２日時点）

連番	五十音	法律名（五十音順）	市が通報先となる場合	担当部署
14	し	浄化槽法	浄化槽清掃の業者許可に関するもの	環境推進課
15	し	商店街振興組合法	商店街振興組合で、その地区が市の区域を越えないもの。商店街振興組合連合会で、その地区が市の区域を越えないもの。	商工労働課
16	し	消防法	主に火災予防、火災や災害に関するもの 原則として、各市町村等の消防本部が直接的に処理する権限を有している 処分又は勧告等の権限を有するもの	消防総務課
17	し	振動規制法	特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれている場合	環境推進課
18	そ	騒音規制法	特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれている場合	環境推進課
19	た	宅地造成及び特定盛土等規制法	市域内において許可が必要となる対象の盛土等を違反しておこなった場合 市域内において許可が必要とならない対象の盛土等であるが危険性がある場合	建築住宅課
20	と	道路法	市町村道に関するものに限る	道路課
21	と	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者及び公害防止管理者等の選任に関し違反した場合	環境推進課
22	と	都市計画法	開発・建築許可を受けずに開発・建築行為をした場合 許可内容と異なる許可対象行為をした場合	まちデザイン課 建築住宅課
23	は	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	各市町村の区域内における一般廃棄物の処理に関するもの。各市町村の区域内における一般廃棄物の処理業の許可に関するもの	環境推進課
24	ふ	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	市町村の対応に関するもの	危機管理課
25	み	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律のうち、市町村の許可・命令等に違反している場合	まちデザイン課 建築住宅課